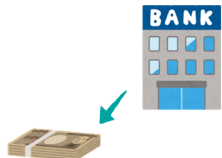


令和7年度 大村の農業を新たに担う「担い手」づくり事業（長崎県大村市）

お問合せ…大村市農業経営支援課（電話 0957-53-4111）

事業名	対象者（要件）	支援措置の内容
<1.農業を始める前>		
農業就業体験支援 （インターンシップ）	・農業に関心があり、将来農業をやってみたい高校生・大学生 ・Uターン・Iターンなどでの就農を希望する一般社会人	・3泊4日（1日目午後～4日目午前）農家に滞在し、農業を体験できる。 ・参加費、宿泊費、食費は無料 ・交通費は基本的に自己負担 ※県外からの参加は、実費の1/2を助成・最高3万円（女性2人以上の場合は、最高6万円） 
新たな担い手支援事業 【農業後継者育成支援】	①研修を開始する時に、年齢が65歳未満で市内に住んでいる者 ②研修を終了後に、市内で就農する者 ③過去に農業次世代人材投資資金など国費を受給していない者	【給付金】 研修期間中に給付金を支給する。 ※就農希望者1人あたり日額6千円（農業次世代人材投資資金【準備型】の受給対象者を除く） 【家賃】 市内に住むために借り入れたアパートなどの家賃の一部を助成 ※家賃の1/2（最高月額2万5千円）  
<2.農業を始めたら>		
新たな担い手支援事業 【経営開始支援】 （施設整備）	65歳未満の新規就農者で、 ①相当の農業技術を習得し、市内で、独立自営により続けて5年間以上営農を行う者	【補助の対象となるもの】 初期投資や、経営を始めるときの作物などの導入に必要な経費に対して補助する。 【補助額】 ①大村市の主要品目（いちご・トマト・きゅうり・みかん）…経費の1/2（最高200万円） ②その他の品目…経費の1/4（最高50万円） ※地域計画に位置づけられた者…経費の1/2（最高75万円）   
新たな担い手支援事業 【経営開始支援】 （賃借料）	または、 ②就農5年以内の後継者	【補助の対象となるもの】 新たに就農するときに必要な農地や、規模の拡大に必要な農地の賃借料の1/2を、5年間継続して補助する。 【補助額】 賃借料の1/2 ※10a(1000㎡)あたり最高2万円  
親元就農支援給付金	【親元就農者の要件】 ①大村市在住、65歳未満かつ親元就農5年未満 ②農業従事150日以上かつ1,200時間以上(年間)であること ③国・県・市から同様の支援を受けていないこと 【経営者の要件】 ④地域計画に位置付けられていること ⑤認定農業者で青色申告者であること ⑥家族経営協定に親元就農者を入れていること ⑦専従者給与(240万円以下)を親元就農者に支払っていること	親元就農後5年未満の親元就農者の経済的不安等を支援するため助成を行う。 【補助額】 年間60万円を3年間給付
経営規模拡大資金融資	大村市内の農業者	・低金利の融資（認定農業者…1.7%、その他…2.0%） ※金利は変動あり ・借入れに関わる保証料相当分を助成 

事業名	対象者（要件）	支援措置の内容
＜３．軌道に乗ってきたら＞		
農業所得向上支援事業 【高品質化研究支援】	農業者が組織する団体	【補助の対象となるもの】 新しい品目の導入、品種改良など 経営の向上を図るための調査研究費 【補助額】 調査研究費の 1 / 2 (最高40万円) 
農業所得向上支援事業 【女性農業者所得向上支援】	女性農業者及び女性農業者が組織する団体	【補助の対象となるもの】 所得向上のために必要な生産・加工・販売にかかる経費 【補助額】 対象経費の 1 / 2 (最高40万円) 
認定農業者育成支援事業 【農業所得向上支援】	農業所得が概ね400万円に達していない認定農業者及び認定農業者で組織する団体	【補助の対象となるもの】 所得向上のために必要な生産・加工・販売にかかる経費 【補助額】 対象経費の 1 / 2 (最高40万円) ※農地利用集積(借地)の取組む認定農業者及び地域計画に位置づけられた認定農業者は最高50万円 
家族協定締結奨励金	経営の近代化、改善のために家族経営協定を締結する農家	家族協定を結んだら 3万円を給付 
農業所得向上支援事業 【農業経営改善支援】	家族経営協定を締結した農家	【補助の対象となるもの】 パソコンなどで経営の管理をする 農業簿記会計ソフトなどの導入や ICT化にかかる経費 ※ICT…インターネットやコンピュータを使ったシステム全般のこと。 【補助額】 経費の 1 / 2 (最高10万円) 

※各種事業は市の予算の範囲内での給付となります。